

立命館大学私費外国人留学生特別奨励生授業料減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学外国人留学生学費減免規程第2条第2項にもとづき、立命館大学私費外国人留学生特別奨励生授業料減免(以下「授業料減免」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 授業料減免は、私費外国人留学生の授業料の一部を補助することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。

(種別)

第3条 学部に所属する私費外国人留学生(以下「学部学生」という。)の授業料減免の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学部生 種 成績優秀である者を対象とする減免
- (2) 学部生 種 成績が学部生 種に次いで優秀である者を対象とする減免
- (3) 学部生 種 種 種を除く者を対象とする減免

2 大学院に所属する私費外国人留学生(以下「大学院学生」という。)の授業料減免の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 院生 種 成績優秀である者を対象とする減免
- (2) 院生 種 種を除く者を対象とする減免

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、種別に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 学部生 種 減免期間の授業料の100%
- (2) 学部生 種 減免期間の授業料の50%
- (3) 学部生 種 減免期間の授業料の20%
- (4) 院生 種 減免期間の授業料の100%
- (5) 院生 種 減免期間の授業料の20%

2 前項第5号の規定にかかわらず、大学院進学奨励奨学金、大学院育英奨学金または大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金(以下、この項において「奨学金」という。)の支給を受け、同時に院生 種による減免を受ける者の減免金額については、減免期間の授業料から奨学金の金額を差し引いた金額の20%とする。

(減免期間)

第5条 授業料減免の期間は、1年間とする。ただし、院生 種は、入学時より標準修業年限までの期間とする。

(適用人数)

第6条 新入生に対する新規適用人数は、次の各号を上限とする。

- (1) 学部生 種 別表1に定める入学試験募集人数合計の10%
- (2) 学部生 種 別表1に定める入学試験募集人数合計の20%
- (3) 学部生 種 別表1に定める入学試験の合格者数合計から、前2号による減免適用者の合計を差し引いた数
- (4) 院生 種 入学年度ごとに本学大学院修士課程、博士課程前期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程で合計20名、博士課程後期課程で合計10名
- (5) 院生 種 本学大学院の入学試験の合格者数合計から、前号による減免適用者を差し引いた数

2 在学生の新規適用人数は、次の各号を上限とする。

- (1) 学部生 種 学部学生の申請者数の10%
- (2) 学部生 種 学部学生の申請者数の20%
- (3) 学部生 種 学部学生の申請者数から、前2号による減免適用者の合計を差し引いた数
- (4) 院生 種 大学院学生の申請者数から前項第4号の減免適用者数を差し引いた数

(申請資格)

第7条 授業料減免を申請することができる資格者は、私費により授業料を納付する者であって、かつ次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年10月4日、政令第319号)に定める「留学」の在留資格を有する者または取得見込みの者
- (2) 別表1に定める入学試験により学部への入学を予定する者、大学院への入学を予定する者、学部学生または大学院学生
- 2 前項にかかわらず、在学学生で学部生種、学部生種または学部生種による減免の適用を申請する者は、在学した直前2学期の成績および修得単位について第10条に定める基準を満たさなければならない。ただし、9月入学の学部生については、直前1学期の成績および修得単位とする。
- 3 前2項にかかわらず、文部科学省国費奨学金、外国政府奨学金、ADB奨学金もしくは世界銀行奨学金を受給予定の者または現に受給する者は、授業料減免の申請資格を有さない。

(申請)

- 第8条 授業料減免を希望する者は、申請要領にもとづき指定された日までに所定の書類を国際部長に提出しなければならない。
- 2 減免の適用を受けた者は、減免期間が終了したのち、新たに申請を行うことができる。ただし、学部学生は修業年限まで、大学院生は標準修業年限までとする。

(適用者と種別の決定)

- 第9条 授業料減免の適用者(以下「適用者」という。)および適用する種別は、選考のうえ国際教育センター合同会議の議を経て、国際部長が決定する。

(選考基準)

- 第10条 前条の選考は、経済的困窮の基準に適合する者から、在学した学期の成績および修得単位に関する基準にもとづき行う。
- 2 経済的困窮の基準は、国際部長が定める。
 - 3 成績に関する基準は、次の各号のとおりとし、国際部長が定める。
 - (1) 新入生 入学試験の得点
 - (2) 在学学生 取得単位数および直前2学期(9月入学の学部生については、直前1学期)の日本人学生を含んだ成績上位比率
 - 4 修得単位に関する基準は次の各号のとおりとし、国際部長が定める。
 - (1) 学部生種または学部生種を適用する在学学生 直前の学期終了時において、要卒単位数の1/8に在学した学期数を乗じた単位数以上を修得していること。
 - (2) 学部生種を適用する在学学生 直前2学期において修得単位数の合計が10単位以上であること。

(通知)

- 第11条 国際部長は、第9条の選考による決定を適用者に通知するものとする。

(適用の停止)

- 第12条 院生種の適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際部長は、国際教育センター合同会議の議を経て、当該学期の減免を停止する。
- (1) 休学となったとき。
 - (2) その他、国際部長が授業料減免の適用を停止することが相当であると認めたとき。
- 2 前項の事由がなくなったときは、授業料減免の適用を再開する。
 - 3 再開後の授業料減免期間は、減免期間として決定された期間から、すでに減免を受けた期間を差し引いたものとする。

(適用の中止)

- 第13条 授業料減免の適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際部長は、国際教育センター合同会議の議を経て、直ちに当該学期の採用を中止する。ただし、院生種の適用者については第2号の適用を除外する。
- (1) 在留資格「留学」を失ったとき。
 - (2) 休学となったとき。
 - (3) 退学または除籍となったとき。
 - (4) 長期にわたり授業を欠席したとき。
 - (5) 立命館大学学生懲戒規程による停学処分を受けたとき。
 - (6) その他、国際部長が授業料減免の適用者としてふさわしくないと判断したとき。

(適用の取消)

第14条 申請書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明した場合は、国際部長は、国際教育センター合同会議の議を経て、第9条の決定に遡り、その者に対する授業料減免の適用を取り消す。

(追加納入)

第15条 前3条により、授業料減免の適用が停止、中止または取消となった者は、当該学期の減免額に相当する授業料を、適用の停止、中止または取消の通知を受けた日から起算して1ヵ月以内に一括して納入しなければならない。

(併用)

第16条 この規程に定める減免について、重複して適用を受けることはできない。

2 学部生 種または学部生 種の適用者は、適用期間中に、次の各号の奨学金または給付金を受給することはできない。

(1) 父母教育後援会留学生支援奨学金

(2) 留学生支援金

3 院生 種の適用者は、適用期間中に、次の各号の奨学金を受給することはできない。

(1) 大学院進学奨励奨学金

(2) 大学院育英奨学金

(3) 大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金

(4) 留学生支援金

(施行細目)

第17条 この授業料減免の施行上の細目は、国際教育センター合同会議の議を経て、国際部長が定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、国際教育センター合同会議の議を経て、常任理事会が行う。

別表1

学部外国人留学生入試(第6条、第7条関係)

入試名称
外国人留学生入学試験(前期実施・後期実施)
外国人留学生入学試験(日本語学校)
海外推薦入学試験
外国人留学生AO入学試験【英語基準】
外国人留学生推薦入学試験【英語基準】
政策科学部AO入学試験【英語基準】
政策科学部推薦入学試験【英語基準】